

令和 3 年度事業計画書

1 運営方針

令和 3 年度は、一般財団法人として、交通事故防止を目的とした安全な交通安全用品（非金属製タイヤチェーン）の検査検定の確実な実施に努め、その安全性について国民に普及を行っていく。

昨年度（令和元年から 2 年にかけて）の冬は全国的に暖冬で、北・東日本海側では降雪量の最も少ない記録を更新するなど、降雪量はかなり少なく、タイヤチェーンの売り上げも大幅に減少し、在庫を多く抱えたところも多く、認定シールの販売も大きく減少した。

今年度（令和 2 年から 3 年にかけて）の冬は、年末年始から強い冬型の気圧配置となり、北・東日本の日本海側、九州北部では暴風雪、大雪による交通障害、立ち往生が発生するなどしたことから、抱えていた在庫はある程度掃け、来年度の認定シールの販売は昨年度に比べ増加ものと予想される。しかし、近年の暖冬傾向という状況を踏まえ、一層の業務の効率化を進めるとともに事務所の移転等を検討し、経費の節減に努める。

2 各行事予定

(1) 理事会の開催

- ア 第 37 回理事会（令和 3 年 5 月決議の省略による書面審議）
- イ 第 38 回理事会（令和 4 年 3 月下旬ころ）

(2) 評議員会の開催

定時評議員会（令和 3 年 5 月下旬ころ）

(3) 認定委員会の開催

- ア 第 63 回認定委員会（令和 3 年 11 月中旬ころ）
- イ 第 64 回認定委員会（令和 4 年 3 月中旬ころ）

3 事業計画

(1) タイヤ滑り止め装置の認定

ア 令和 3 年 10 月末日を申請締め切りとし、新規認定試験申請者及び更新試験申請者に対し事前指導等の実施を行う。

イ 認定試験の実施

北海道（士別） ～ 令和 4 年 1 月中旬に実施する予定

ウ 認定の証明

- (f) 認定委員会による認定試験成績の判定及び理事会の承認を受ける。
- (g) 合格品に対し、認定証の発行を行う。
- (h) 認定製品本体に認定番号を記載した「認定票」を付けさせること及び認定品の包装容器外側に認定シールを貼付させる。

エ 認定委員会を令和 3 年 11 月に実施し、認定試験基準等の検討及び実施要領等について審議するとともに、令和 4 年 3 月に実施し、令和 3 年度認定試験の可否の判定を行う。

(2) 認定品の更新及び取消し

ア 認定有効期間（2 年間）を経過する認定品について、更新事務の推進

イ 認定取消し

(ア) メーカーが認定品の製造廃止を届け出た場合の取消し事務の推進

(イ) 長期間製造しない場合の取消し処分事務の推進

(3) 認定品の普及等広報活動の推進

ア 令和元年度の認定取消し及び既認定品の一部仕様変更等の整理を行い、「認定製品一覧表」を発行し、冬期の交通指導関係者及び道路管理者等に対し、認定製品の性能等について周知徹底を図る。

イ 認定品について、次の特性を機会あるごとに広報し、運転者等への認識を深めていく。

(ア) 金属チェーンに比較して、着脱の容易さや耐久性が特段に良いこと及び道路損傷の度合いが少ないこと。

(イ) 起伏の多い日本の道路事情や全国的高速道路の本線、ジャンクション及び I C 等における凍結、降雪時に余裕を持って走行できること。

(ロ) 高速道路の降雪時等の制限速度 50 km/h に対応する速度性能を有していること。

(エ) 国交省・警察庁が公布した大雪時、チェーン装着の義務化に対応するものであること。

ウ 高速道路（株）、地方の安全運転管理団体等が実施する交通安全運動に協力し、冬期における滑り止め装置の有効性・必要性について啓蒙を行い、認定品の普及及び凍結・積雪路の交通安全を推進する。